

株式会社 QD レーザ
定 款

平成 18 年 4 月 24 日設立

平成 18 年 7 月 27 日変更

平成 19 年 8 月 29 日変更

平成 20 年 5 月 28 日変更

平成 20 年 6 月 24 日変更

平成 20 年 12 月 10 日変更

平成 21 年 6 月 29 日変更

平成 22 年 4 月 13 日変更

平成 23 年 3 月 1 日変更

平成 23 年 5 月 20 日変更

平成 23 年 8 月 25 日変更

平成 27 年 4 月 23 日変更

平成 28 年 6 月 24 日変更

平成 28 年 9 月 26 日変更

平成 28 年 11 月 18 日変更

平成 29 年 10 月 16 日変更

平成 30 年 3 月 1 日変更

平成 30 年 4 月 23 日変更

平成 30 年 7 月 25 日変更

平成 30 年 11 月 28 日変更

平成 31 年 3 月 26 日変更

平成 31 年 4 月 1 日変更

令和元年 6 月 27 日変更

令和元年 8 月 20 日変更

令和 4 年 6 月 28 日変更

定 款

第 1 章 総則

第 1 条(商 号)

当会社は株式会社 QD レーザと称し、英文では QD Laser, Inc.と表示する。

第 2 条(目 的)

- (1) 当会社は、次の業務を営むことをその目的とする。
- (2) レーザ、光増幅器その他光通信用設備、機器、装置、部品、材料等の開発・製造・販売
- (3) 前号のほか、光デバイスに関する技術を応用し又はこれに関する設備、機器、装置、部品、材料等の開発・製造・販売
- (4) 上記各号に付帯又は関連する事業

第 3 条(本店所在地)

当会社は、本店を神奈川県川崎市川崎区に置く。

第 4 条 (機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 5 条(公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株式

第 6 条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、100,529,000 株とする。

第 7 条(自己の株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 8 条(単元株式数)

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第9条(単元未満株式についての権利の制限)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条(株主名簿管理人)

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第11条(株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条(株主総会の招集)

定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

第13条(定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条(株主総会の招集権者)

法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会は、取締役会の決議によって、社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

第15条(電子提供措置等)

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条(株主総会の議長)

株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

第 17 条(株主総会の決議方法)

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条(議決権の代理行使)

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 19 条(株主総会議事録)

株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記名又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 20 条(取締役の員数)

1. 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、8 名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役(以下、監査等委員という。)は、4 名以内とする。

第 21 条(取締役の選任)

1. 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

第 22 条(取締役の任期)

1. 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の定めにかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第 23 条(取締役会の招集権者)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。但し、取締役会長が選定された場合には取締役社長に代わり取締役会長がその任に当たる。なお、招集する者に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

第 24 条(取締役会の招集通知)

1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役に對し發送する。
2. 取締役の全員一致の同意があるときは、当該取締役会について前項の招集通知を省略し又は前項の招集期間を短縮することができる。

第 25 条(取締役会の議長)

取締役会の議長は、取締役社長がこれに当たる。但し、取締役会長が選定された場合には取締役社長に代わり取締役会長がその任に当たる。なお、議長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

第 26 条(取締役会の決議方法)

1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数の賛成により決定する。
2. 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条(業務執行の決定の取締役への委任)

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

第 28 条(取締役会議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名捺印又は署名若しくは電子署名する。

第 29 条(代表取締役等)

1. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員を除く。)の中から、取締役社長 1 名を選定する他、必要に応じ、会長 1 名を選定することができる。
2. 取締役会は、その決議によって、社長を代表取締役とし、必要に応じ、他の取締役(監査等委員を除く。)を代表取締役に選定することができる。
3. 取締役会は、その決議によって、必要に応じ、取締役(監査等委員を除く。)の中から、取締役副社長その他の役付取締役各若干名を選定することができる。

第 30 条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 31 条(取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第 32 条(取締役の責任免除)

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 33 条(監査等委員会の招集通知)

1. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。
2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査等委員会を開催することができる。

第 34 条(監査等委員会の決議方法)

監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 35 条(監査等委員会議事録)

監査等委員会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名捺印又は署名若しくは電子署名する。

第 36 条(監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第37条(会計監査人の選任)

1. 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
2. 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第38条(会計監査人の任期)

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第39条(会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

第40条(事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第41条(剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第42条(剰余金の配当の基準日)

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第43条(配当金の除斥期間等)

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
2. 未払の配当金には、利息をつけない。

附 則

第 1 条

当社は、2019 年 3 月 31 日以前の行為に関する会社法第 426 条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第 2 条

当社は、2019 年 3 月 31 日以前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同日以前の定款第 93 条第 2 項の定めるところによる。

(附則)

1. 定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 カ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。